

令和4年9月定例会 資料

長浜市教育委員会

令和4年9月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和4年9月29日(木) 午後1時30分～
長浜市役所5階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認
8月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第31号 長浜市教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正について

日程第5 協議・報告事項

- (1) 一麦保育園民営化事業プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について
- (2) 令和4年長浜市議会9月定例会一般質問答弁要旨について

日程第6 その他

3. 閉 会

令和4年10月教育委員会定例会開催予定 10月25日(火) 午後3時45分～

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育指導課

議案番号：第31号

件 名：長浜市教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正について

第1 提出理由

長浜市教育委員会特殊会計年度任用職員に新たな職務を設けるのに関し、長浜市教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正するもの。

第2 要点

- 1 第2条第1号に、「スクールソーシャルワークスーパーバイザー」を追加する。
- 2 別表第1に「スクールソーシャルワーカーに対する指導及び助言に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（スクールソーシャルワークスーパーバイザー（社会福祉士その他教育長が別に定める資格を有する者に限る。）が従事するものに限る。）」の職務、それに応じた報酬額を追加する。
- 3 規則中の「スクール・ソーシャル・ワーカー」および「スクール・カウンセラー」の表記の修正を行う。
- 4 別表第1の職務欄のスクールソーシャルワーカーに求める主な資格の変更を行う。

第3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

長浜市教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正について

長浜市教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定することについて、委員会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 2 9 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

長浜市教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規則（令和 2 年 3 月 3 1 日教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号イ中「・」を削り、同号中キをクとし、カをキとし、オをカとし、エをオとし、同号ウ中「・」を削り、同号中ウをエとし、イの次に「ウ スクールソーシャルワーカースーパーバイザー」を加える。

別表第 1 中「

長浜市立学校における児童等の福祉に係る支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（スクール・ソーシャル・ワーカー（臨床心理士その他教育長が別に定める資格を有する者に限る。）が従事するものに限る。）	1 時間につき	3,500円
」を「 長浜市立学校における児童等の福祉に係る支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（スクールソーシャルワーカー（社会福祉士その他教育長が別に定める資格を有する者に限る。）が従事するものに限る。）	1 時間につき	3,500円
スクールソーシャルワーカーに対する指導及び助言に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別	同	5,000円

に定めるもの（スクールソーシャルワークスーパーバイザー（社会福祉士その他教育長が別に定める資格を有する者に限る。）が従事するものに限る。）	
-----------------------------------------------------------------------	--

」に改め、「・」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

長浜市教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正

新旧対照表

新	旧														
<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 教育委員会特殊会計年度任用職員 次に掲げる職員をいう。 ア (略) イ スクールソーシャルワーカー ウ <u>スクールソーシャルワークスーパーバイザー</u> エ スクールカウンセラー オ (略) カ (略) キ (略) ク (略) (2) (略)</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長浜市立学校における児童等の福祉に係る支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（<u>スクールソーシャルワーカー</u>（<u>社会福祉士</u>その他教育長が別に定める資格を有する者に限る。）が従事するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">1時間につき 3,500円</td> </tr> <tr> <td>スクールソーシャルワーカーに対する指導及び助言に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（<u>スクールソーシャルワークスーパーバイザー</u>（<u>社会福祉士</u>その他教育長が別に定める資格を有する者に限る。）が従事するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">同 5,000円</td> </tr> <tr> <td>長浜市立学校における児童等の心理に係る支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（<u>スクールカウンセラー</u>（<u>臨床心理士</u>その他教育長が別に定める資格を有する者に限る。）が従事するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">同 5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職務	報酬額	長浜市立学校における児童等の福祉に係る支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（ <u>スクールソーシャルワーカー</u> （ <u>社会福祉士</u> その他教育長が別に定める資格を有する者に限る。）が従事するものに限る。）	1時間につき 3,500円	スクールソーシャルワーカーに対する指導及び助言に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（ <u>スクールソーシャルワークスーパーバイザー</u> （ <u>社会福祉士</u> その他教育長が別に定める資格を有する者に限る。）が従事するものに限る。）	同 5,000円	長浜市立学校における児童等の心理に係る支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（ <u>スクールカウンセラー</u> （ <u>臨床心理士</u> その他教育長が別に定める資格を有する者に限る。）が従事するものに限る。）	同 5,000円	<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 教育委員会特殊会計年度任用職員 次に掲げる職員をいう。 ア (略) イ <u>スクール・ソーシャル・ワーカー</u> ウ <u>スクール・カウンセラー</u> エ (略) オ (略) カ (略) キ (略) (2) (略)</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長浜市立学校における児童等の福祉に係る支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（<u>スクール・ソーシャル・ワーカー</u>（<u>臨床心理士</u>その他教育長が別に定める資格を有する者に限る。）が従事するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">1時間につき 3,500円</td> </tr> <tr> <td>長浜市立学校における児童等の心理に係る支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（<u>スクール・カウンセラー</u>（<u>臨床心理士</u>その他教育長が別に定める資格を有する者に限る。）が従事するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">同 5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職務	報酬額	長浜市立学校における児童等の福祉に係る支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（ <u>スクール・ソーシャル・ワーカー</u> （ <u>臨床心理士</u> その他教育長が別に定める資格を有する者に限る。）が従事するものに限る。）	1時間につき 3,500円	長浜市立学校における児童等の心理に係る支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（ <u>スクール・カウンセラー</u> （ <u>臨床心理士</u> その他教育長が別に定める資格を有する者に限る。）が従事するものに限る。）	同 5,000円
職務	報酬額														
長浜市立学校における児童等の福祉に係る支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（ <u>スクールソーシャルワーカー</u> （ <u>社会福祉士</u> その他教育長が別に定める資格を有する者に限る。）が従事するものに限る。）	1時間につき 3,500円														
スクールソーシャルワーカーに対する指導及び助言に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（ <u>スクールソーシャルワークスーパーバイザー</u> （ <u>社会福祉士</u> その他教育長が別に定める資格を有する者に限る。）が従事するものに限る。）	同 5,000円														
長浜市立学校における児童等の心理に係る支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（ <u>スクールカウンセラー</u> （ <u>臨床心理士</u> その他教育長が別に定める資格を有する者に限る。）が従事するものに限る。）	同 5,000円														
職務	報酬額														
長浜市立学校における児童等の福祉に係る支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（ <u>スクール・ソーシャル・ワーカー</u> （ <u>臨床心理士</u> その他教育長が別に定める資格を有する者に限る。）が従事するものに限る。）	1時間につき 3,500円														
長浜市立学校における児童等の心理に係る支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（ <u>スクール・カウンセラー</u> （ <u>臨床心理士</u> その他教育長が別に定める資格を有する者に限る。）が従事するものに限る。）	同 5,000円														

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
 件 名：一麦保育園民営化事業プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について

第1 制定理由

一麦保育園の民営化に伴い、プロポーザル方式により最も優れた幼児教育及び保育を提供できる事業者の候補者を公平かつ適正に選定するため、選定委員会を設置し、その運営等について必要な事項を定めるもの。

第2 要点

1 選定委員会の所掌事務

- ・実施要項、評価基準等に関すること。
- ・提案事業の審査及びヒアリングに関すること。
- ・提案事業の評価及び候補者の選定に関すること。
- ・その他委員長が必要と認めること。

2 選定委員会の委員構成

区分	役職
有識者	学識者
有識者	公認会計士
保護者代表	一麦保育園保護者会 会長
地域住民代表	朝日連合自治会 会長
教育福祉関係代表者	長浜市民間保育協議会 会長
長浜市	教育委員会事務局 教育部長

第3 施行期日、失効

この要綱は、令和4年9月1日から施行し、候補者の選定について市長へ答申した日の翌日をもってその効力を失う。

一麦保育園民営化事業プロポーザル選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一麦保育園の民営化に伴い、プロポーザル方式により最も優れた幼児教育及び保育を提供できる事業者の候補者を、公平かつ適正に選定するため、長浜市プロポーザル選定委員会規則（平成26年長浜市規則第13号）に規定するもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(名称)

第2条 本委員会は、一麦保育園民営化事業プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施要項（プロポーザル及び選定に関する事項に限る。）、評価基準等に関すること。
- (2) 提案事業の審査及びヒアリングに関すること。
- (3) 提案事業の評価及び候補者の選定に関すること。
- (4) その他委員長（規則第6条の委員長をいう。以下同じ。）が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員6人をもって組織する。

2 委員会の委員は、別表に定める者をもって充てる。

(委員の責務)

第5条 委員は、申込者の公平性の確保に努めるとともに、申込者の適性、事業内容等を総合的に判断し、公正に審査を行わなければならない。

(禁止事項)

第6条 委員は、職務上知り得た個人情報等を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局幼児課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行し、候補者の選定について市長へ答申した日の翌日をもってその効力を失う。

別表（第4条関係）

区分	役職
有識者	学識者
有識者	公認会計士
保護者代表	一麦保育園保護者会 会長
地域住民代表	朝日連合自治会 会長
教育福祉関係代表者	長浜市民間保育協議会 会長
長浜市	教育委員会事務局 教育部長

令和４年長浜市議会９月定例会月議会一般質問答弁要旨

※ここに記載されている内容は教育委員会事務局で要約したものであり、実際の答弁とは異なる場合があります。

◆代表質問

議員	質問要旨	答弁要旨	答弁者	担当
藤井 登	学力向上専門プロジェクトチーム会議の進捗状況について問う。また、教育長・教育委員・小中学校の校長・教育委員会事務局職員という従来からのメンバーの他に、大改革にふさわしい人を加えるという話が漏れ伝わっているが、チーム編成についての当局の考えを問う。	<p>教育改革に向けた助言、意見聴取等を行う学力向上専門プロジェクトチーム会議を、月１回のペースで開催している。</p> <p>この会議では、委員より新しい時代に必要となる学力をつけるための「授業改善」を図ることが重要であるため、長浜市全体でＩＣＴを効果的に活用した取組が必要であるとのこと意見を頂戴し、鋭意検討を重ねており、補正予算でもお願いをしているところである。</p> <p>６月定例会における議員の提案も踏まえ、次回より、さらに外部から助言を得るため、ＩＣＴの専門家や子どもたちが夢や目標をもつための方策について専門的な視点よりアドバイスをいただける方を加え、議論を重ねていく。</p>	教育長	教育改革推進室
	（再問）学力向上とは具体的にどのようなことか。	<p>目標達成の指標として、子どもたちが将来の夢や目標について肯定的な考えをしっかりと持ってもらいたいと考えており、100%を目指すための方策に各校で取り組んでいる。</p> <p>また、全国学力・学習状況調査において、基礎的・基本的学力を含め、今後は生きる力を測る指標として、高い水準を目指していきたい。</p>	教育長	教育改革推進室
藤井 登	いまだに小学校１年生にタブレットが導入されていないと聞いているが、その現状について問う。	小学校・義務教育学校の１年生の学習用端末については、６月定例会の議会の承認を得て業者と契約を交わしたところである。今般８月２６日までにすべての小学校・義務教育学校１年生分の納品が終了しており、この２学期からの利用が可能となっている。	教育部長	教育改革推進室
藤井 登	試行的に導入されるＡＩドリルについて、ほぼ高学年で試される予定と聞いているが、主にどのような目的で活用されるのかについて問う。	<p>ＡＩ型ドリルソフト Qubena については、小学校・義務教育学校３年生から中学校３年生・義務教育学校の９年生までの導入を予定している。</p> <p>ＡＩ型ドリルソフトの特徴としては、人工知能により、児童生徒の個々の理解度に応じた問題を自動的に出題し、効率よく学習することができるため、重要と考えているのは基礎学力の定着を図ることができることである。</p>	教育部長	教育改革推進室

		<p>こうして身に付けた基礎学力を日々の授業の中で生かしながら、人との関わりの中で協働的に学ぶことにより、学力向上につなげるものであると考える。</p>		
藤井 登	<p>AIドリルについては、児童生徒により効果に差が出てくる心配があるが、どのような児童生徒に効果があると考えられるのか。また、効果が出ない場合の対処法について問う。</p>	<p>AI型ドリルソフトについては、特に効果がある児童生徒は、学力的に中位層にあるものや、基本的な学習内容でつまづいている低位層のものである。このような児童生徒には、個に応じた問題が出題されることで基礎的な学習内容が定着すると考えている。</p> <p>しかし、AI型ドリルソフトに取り組みなかったり、理解が進まなかったりする児童生徒については、やはり教員が関わる必要があるため、AI型ドリルソフトの利点を生かしながら、従来の指導支援についても継続していくことが必要であると考え、個に応じた学びを実現していく。</p>	教育部長	教育改革推進室
	<p>(再問) AIドリルについては、問題が解けない子には類題が出され、解けた子には新しい問題が出てくるが、テストというものは次の問題がない。そのため、1問に対する意識が軽く、希薄になるのではないかと心配するがどうか。</p>	<p>今回のAI型ドリルソフトについては、次から次へと類題が出題されるのではなく、不正解となった問題のつまづきをAIが判定し、そのつまづきの要因となる部分を包括した問題が出題される。</p> <p>そのため、自分の弱点を知ることができ、弱点を克服するには最適なソフトであると考えている。</p>	教育部長	教育改革推進室
藤井 登	<p>長浜市と米原市の教員の人事交流の現状について問う。</p>	<p>教職員の人事異動については、県教育委員会が出されている基本方針の一つに「地域間の年齢バランスを改善し、世代間の教育力の継承を図るとともに本県の教育課題等に対処するため、郡市間の交流など広域交流や校種間交流を積極的に進める。」とあるため、これに則り、進められている。</p> <p>その中で、本市と米原市との人事交流の現状だが、令和3年度末でいうと、他市町に異動した者のうち、約13%が米原市へ、また、本市に赴任した者のうち、約24%が米原市からとなっている。</p>	教育長	教育指導課
高山 亨	<p>新型コロナウイルス感染第7波が急増するあたりで学校が夏期休業に入った</p>	<p>市内の感染状況がこれまでと比べても高い水準で推移しているなか、2学期の始業にあたり、改めて手洗いや消毒などの基本的な対策の徹底を図っている。</p>	教育部長	すこやか教育推進課

	<p>が、第6波では子どもたちの感染が家族に広がり、通常業務に支障をきたす事業所や公的機関等も出た。第7波の感染が広がっているもとの学校の2学期始業に向けてどのような対策をとっていくのか問う。</p>	<p>特に家庭内感染が拡大傾向にあることから、児童生徒の家族の健康状態についても確認を行っているところである。</p> <p>現在、特に大きな問題もなく、子どもたちは学校生活がおくれている。</p> <p>2学期は運動会や文化祭など、大きな学校行事が控えており、子どもたちの学びを止めることなく、感染状況に合わせた対応について、スピード感をもって実施していきたいと考えている。</p>		
	<p>(再問) 学校を支援する体制を強化することが大事だと思うが、スクールサポートスタッフをさらに増員するなど、さらなる学校支援についてどう考えているか。</p>	<p>スクールサポートスタッフは昨年度に比べて、今年度は配置を増やしている。</p> <p>増員については、今後の状況を見ながら適切に判断していきたい。</p>	<p>教育部長</p>	<p>すこやか教育推進課</p>
<p>鋒山 紀子</p>	<p>市長の政策提言では「地球脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用して長浜市で炭素の全国的モデルとなる取組にトライできるか検討し、更に長浜市におけるZEH化への支援を推進しますとも述べられている。</p> <p>この交付金は同じく、学校や公共施設などのZEB化誘導も含まれており、環境教育の充実に向けては非常に有効である。大規模事業だけでなく、「LED」や「二重サッシ」といった部分的な「ZEB化事業」も大事</p>	<p>学校施設に関しても、「長浜市ゼロカーボンシティ」宣言に基づき、ご質問の交付金の活用も検討しつつ、文部科学省の学校施設環境改善交付金を活用し、ZEB化への取組を進めていく。</p> <p>具体的には、本年度において、各小中学校体育館・武道場31箇所の照明器具をLED照明器具に更新することにより、大幅な省エネルギー化を図る。</p> <p>また、学校施設を健全な状態で長期間使用できるよう、令和3年1月に策定した長寿命化計画に基づいて実施する長寿命化改修事業では、すべての照明器具をLED照明器具へ更新するほか、一部市産材利用による木質化、ペアガラス(Low-Eガラス)の導入による高い断熱性と日射抑制により、省エネルギー化を進める計画である。</p>	<p>教育部長</p>	<p>教育総務課</p>

	な取り組みではないかと考えるが、見解を問う。			
	(再問) 文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省が出しているエコスクールがあるが、エコスクールのパイロットモデルとして、湖北幼稚園が平成25年度に認定されていることを認識されているのか。また、湖北幼稚園の省エネ効果・教育効果がどのような状況であるのか問う。	湖北幼稚園については、おそらくではあるが、太陽光発電と木造建築ということで、市内産の木材を活用した建物として建築している。そういったことから、当該事業に採択されたと認識している。	教育部長	教育総務課

◆個人質問

橋本 典子	<p>学校では、「貧困により困っている子どもたちを把握し、支援につなげるため」保健室で生理用品を配布しているところは少なくない。</p> <p>現在中学校では、保健室・職員室に生理用品を置いており、先生から渡しているということだが、必要な子どもに届かないことも考えられる。</p> <p>小・中学校のトイレに、生理用品をトイレットペーパーと同じように配置することについて問う。</p>	<p>本市では、すべての学校において、児童生徒用の生理用品を保健室や職員室で保管し、必要に応じで児童生徒へ渡している。</p> <p>昨年6月定例会で、鬼頭 明男 議員にもお答えしたとおり、必要な児童生徒に対し、対応できる準備や体制をとっていることから、現時点では、トイレへの配置については考えていない。</p> <p>今後もこれまでと同様に、適切に管理をしながら、必要とする児童生徒に届けられるよう配慮に努めていく。</p>	教育部長	すこやか教育推進課
矢守 昭男	昨年、プール点検や修繕工事がされたが、今年のプール点	学校プールについては、そのほとんどが昭和または平成初期に設置されているため老朽化が進んでおり、毎年、プールを安全に使用できるよう、不	教育部長	教育総務課

	<p>検でプール底の表面剥離が見つかり、プールが利用できない状態が確認されたという事例があったようである。</p> <p>夏休み前に児童のプール授業ができない改善策や、そこに至るまでの各学校施設プールの管理体制、課題、プール利用環境、修繕計画について当局の考えを問う。</p>	<p>具合箇所や危険箇所の修繕を行っている。</p> <p>しかしながら、清掃時に新たな不具合が発見され、授業開始までに抜本修繕が間に合わないケースもあり、このような場合は、安全な授業実施に向けた応急修繕、もしくは近隣校との共同利用を検討することとなる。</p> <p>本来であれば、徹底した予防修繕等の対策をとることが最良ではあるが、全体の施設数やトータルコスト、使用期間に合わせた適期の維持管理の難しさに課題があると認識している。</p> <p>そのため、本市においては、民間プールへの切り替えや、近隣校での共同利用を一部の学校で実施しており、全国的にも、老朽化したプールを閉鎖し、民間施設の活用にシフトしている事例がある。</p> <p>今後は、水泳授業を円滑に実施できる体制整備を図るため、既設プールの維持管理を前提としながらも、民間活用及び共同利用も一つの選択肢として積極的に検討する必要があると考えている。</p>		
	<p>(再問) 他校や民間のプールを利用することだが、子どもたちの移動に時間が取られるため、今あるプールを改修すべきと考えるが、どのような考えがあるのか問う。</p>	<p>すでに近隣校での共同実施や民間プールを利用して実施しているため、そういったことを中心に考えていく。</p> <p>なお、民間プールについては、温水プールであれば、夏の暑い時期だけではなく、年間を通しての実施ということも考えられるため、今後はそういったことも検討課題になると考えている。</p>	<p>教育部 長</p>	<p>教育総務 課</p>
	<p>(再々問) 今後の計画の中で、民間の温水プールの利用を進めていく計画について、どのように各学校で進めて行くのか。</p>	<p>民間のプールの状況をすべて把握できていないため、今後は状況の把握からになると思われる。</p> <p>民間との今後の交渉の中で、「プールを利用できる」ということであれば、各学校との活用に向けた協議を進めていきたい。</p>	<p>教育部 長</p>	<p>教育総務 課</p>
<p>矢守 昭男</p>	<p>現在は、小中学校のグラウンドの適正管理について、学校長が管理しているが、今年の夏は降雨量が多く雑草が成長しやすい環境で、各学校で苦慮している現場が見受けられ</p>	<p>グラウンドの日常管理については、除草作業や部分的な整地などを学校や園に委ねており、現場の教員の創意工夫だけでなく、PTAをはじめとした地域や関係団体のみなさまのご協力をいただきながら維持しているのが実情であり、ご厚情に深く感謝申しあげる。</p> <p>グラウンドの普段の状態は、日々利用している学校が把握しており、その中で雑草の繁茂や水はけなどの不具合の相談を受けることもあり、ケー</p>	<p>教育部 長</p>	<p>教育総務 課</p>

	<p>る。</p> <p>そうした環境は、学校関係者とPTA役員、保護者、学校運営協議会等の多くの人の関わりにより、ボランティア作業が行われている。</p> <p>グラウンド状態の把握、対応、環境整備の適正管理について当局の考えを問う。</p>	<p>スに合わせ教育委員会職員との共同作業や委託での部分整地などの対応を行うこともある。</p> <p>そのほか、昨年度に策定した学校施設等長寿命化計画に基づき、状態に課題が認められるグラウンドについては、校舎等の長寿命化改修工事に合わせて抜本的な改修を行う計画としている。</p> <p>今後においても、このような手法によりグラウンド整備に努めていくが、その中でも、保護者や地域の方の日常的なサポートは欠くことのできない非常に大切なものと認識しており、引き続きお力添えをお願いしたい。</p>		
	<p>(再問) 地域でも、コロナ禍でボランティア作業が非常に厳しい状態があるが、たとえばシルバー人材センターに委託するなどし、教育委員会が対応するのではなく、委託で対応すれば学校の負担の軽減になると思うがどうか。</p>	<p>シルバー人材センターへの委託については、すでに検討しており、学校からの状況や要望を勘案して、必要な対策を取っていきたいと考えている。</p>	教育部長	教育総務課
	<p>(再々問) シルバー人材センターへ依頼する体制について、各学校への周知をしていただきたいが、どうか。</p>	<p>予算の範囲内でできることをさせていただくことを念頭に、各学校に周知させていただきたいと考えている。</p>	教育部長	教育総務課
矢守 昭男	<p>旧高月保育園は、平成27年に閉園し、解体撤去された。</p> <p>広大な敷地(3434.74㎡)の管理について、除草作業など近隣住民の方々が作業をされ、苦情もでている。早急に対応策を考える時期にきているが、跡地の有</p>	<p>保有財産の管理が十分行き届いていないことについて、近隣住民の方にご迷惑をお掛けしたことにお詫び申しあげる。</p> <p>旧高月保育園は、平成27年の閉園、解体後、立地を活かした跡地の利活用の方法を検討してきたが、閉園後は、地元自治会によるイベントの開催などの一時利用にとどまり、現在のところ明確な方針が出ていない。</p> <p>当該財産の利活用にあたっては、長年にわたり子どもたちの成長にお力添えいただいていた地元としっかり調整しながら、財産処分方法を模索し</p>	教育部長	教育総務課

	<p>効活用が進んでいないと聞く。</p> <p>旧高月保育園の利用や売却について当局の考えを問う。</p>	<p>ていく。</p> <p>それまでの間は、周囲に迷惑をかけることがないように、適切な維持管理に努めていく。</p>		
	<p>(再問) 今後について、地元への情報提供など行い、売却に向けて考えていくべきだと思うが、売却に向けて具体的にどのように考えているのか。</p>	<p>今後については、自治会としっかり協議を進め、処分について話し合いをしていきたいと考えている。</p>	<p>教育部長</p>	<p>教育総務課</p>
<p>中川 リョウ</p>	<p>令和4年5月の総務教育常任委員会でも協議された「保育園の待機児童の状況と今後の対応について」の資料を確認すると、今後の対応について「民間活力による保育体制の充実を図るため、私立保育所や認定こども園に対する必要な支援について検討・協議を進めます」とあるが、その後の具体策、実施時期について問う。</p>	<p>待機児童が発生している旧長浜地域の保育所および認定こども園のうち、3分の2が民間園であり、待機児童の解消には、民間園の協力が重要であり、現在、民間園と受入枠拡大に向け協議をしているところである。</p> <p>しかしながら、公立園と同様に民間園においても、保育人材不足等のため、園児の受入枠を現状よりもさらに拡大することは厳しい見通しである。</p> <p>現在、奨学金の返還支援金、宿舍居住支援補助金、再就職定着応援金の3つの支援制度について実施期間を延長し、保育人材確保に努めているところであり、民間園もこれらの補助金を活用することに加え、職場環境や処遇改善を進められているが、保育士確保は依然厳しい状況が続いているとのことである。</p> <p>さらに、人口減少、少子化が進む現状の中、将来にわたり園児数を確保し続けることができるか不安を抱えておられることも、民間園の積極的な受入枠拡大に向けた取組みが進まない要因となっている。</p> <p>このような状況を踏まえ、来年度においては、保育士の人事調整が厳しい状況ではあるが、公立園の受入枠を拡大できるよう検討中であり、待機児童ゼロを目指し調整しているところである。</p> <p>引き続き、民間園と協議を重ね、どのような支援策が、保育人材確保、園児の受入枠拡大につながるか検討していく。</p>	<p>教育部長</p>	<p>幼児課</p>
	<p>(再問) 保育士等の人材不足など、民間園が</p>	<p>保育人材が集まらない状況である。</p> <p>民間園においては、一度雇用すると本人が退職</p>	<p>教育部長</p>	<p>幼児課</p>

	<p>受入枠を拡大しない原因について、何をクリアすれば待機児童がなくなると考えているのか。</p>	<p>の意思を示すまで雇用し続ける必要があるため、将来にわたり園児を確保し続けることができるのかがわからない状況では、積極的に雇用人数を増やすことにつながらない。</p> <p>そもそも、職員募集をかけても応募がない状況であり、公立園の採用試験に不合格となった方で、民間園の採用試験を受けない方も多くいるとも聞く。</p> <p>保育人材が集まらない状況が、待機児童が解消されない原因だと分析している。</p>		
	<p>(再々問) 人材が集まらないのであれば、そこに予算を投入すべきである。横浜市や川崎市では、余剰人員の人事交流をしているとも聞く。待機児童をなくすために、予算を使ってほしい。</p>	<p>どの園でも保育人材不足となっており、どの園でも保育士が足りていない状況であり、余剰人材がいるところがない。</p> <p>人件費の補助は、一時的なものとはならないため、慎重に検討する必要がある。</p>	教育部長	幼児課
中川 リョウ	<p>希望する保育園に入れないと子育て世代から相談を受けるが、保護者としては通勤しやすいことや育児を手伝ってもらえる両親の近くなどその園を選ぶ理由がある。そういった問題に対してどのように考えているのか、見解を問う。</p>	<p>入所については、第3希望までを受け付け、保育の必要性の認定基準に基づき、保育の必要性や各世帯の状況などにより点数化し、優先度の高い児童から入所できるよう調整している。</p> <p>入所希望園が、家や職場に近いということで加点した場合、入所希望園が家や職場から離れた場所にある方を優先しないことになり、公平性の観点から、ご質問にあるような地理的条件による加点は今後も考えていない。</p>	教育部長	幼児課
	<p>(再問) 希望する園に入園できない、兄弟姉妹で別々の園になってしまう問題もある。</p> <p>現在の点数化し入園決定をすることは、良いと考えるが、見直しも必要ではないか。</p>	<p>来年度の入園受付より、双子や三つ子については、調整点数をさらに加点するように改正している。</p> <p>今後も、それぞれの意見を聞き、状況に応じた改正をしていく。</p>	教育部長	幼児課
中川 リョウ	<p>育休を終えて、これから職場復帰をす</p>	<p>育休から職場復帰される方には入所調整において優遇措置を設けてより入所しやすいように配慮</p>	教育部長	幼児課

	<p>るために保育園への入園申し込みをしたが入園できなかったと相談を受けた。女性活躍が叫ばれる社会情勢の中、こういったことがないようすべきだと考えるが、当局の見解を問う。</p>	<p>している。</p> <p>しかしながら、職場復帰が年度途中の場合には、月ごとに設けている募集人数枠が少なく、すぐには入所できないことがあるため、入所できない方に対しては、南郷里幼稚園にある保育ルーム、六荘・びわ・にしあざい認定こども園での一時預かりサービスなどを案内して支援を行っている。</p> <p>また、保護者の多様な保育ニーズに対応できるよう受入れ人数拡充に向けて、民間園との協議をはじめ保育人材の確保など課題解決の検討を進めているところである。</p>		
	<p>(再問) 年度途中に入園できるよう受入枠を広げる交渉が必要ではないか。</p>	<p>年度途中にも入園できるよう、枠の確保に努めている。</p> <p>民間園では、年度当初から定員に近い人数を受入れており、いつ入園してもらえるかわからない枠を確保し続けることは、経営の観点から厳しい状況である。</p>	教育部長	幼児課
鬼頭 明男	<p>学校環境における工作物及び機器等の安全点検について、長浜市も調査されたが、工作物及び機器等の点検方法と調査結果について問う。</p>	<p>ご質問の調査については、国から「学校環境における工作物及び機器等の安全点検について」の通知の点検対象とされたもののほか、施設全体について目視及び触診により点検を実施した。その結果、重大な事故につながるようなものはなかったが、不具合を2箇所発見し、速やかに修繕を行った。</p>	教育部長	教育総務課
	<p>(再問) 点検分担は明確になっているのか問う。</p>	<p>点検については、まずは学校や園の教職員が触診及び目視を行い、調査の中で違和感のあったものについては、専門的な知識を持つ技術職員により詳細な確認を行っている。</p>	教育部長	教育総務課
鬼頭 明男	<p>安全性に問題が見つかった設備の例として、校舎ひさしのひび・倉庫の内装はがれ・体育館屋根のはがれなど建物に関する安全性もあぶり出された。文部科学省からは、学校で作成している安全点検表に不足している項目がないか追加するようになっ</p>	<p>施設状況の確認については、建築基準法や消防法に基づく、建物や防災設備に関する法定点検、日常的に安定運転を継続するためのエレベーターや空調機などの専門業者による保守点検のほか、年に2回、校園の協力を得ながらの自主点検を中心に実施し、その結果に基づき、法的な不備も含め、修繕等により対応し、安全・安心の確保に努めているところである。</p> <p>しかしながら、全国において事故が発生していることが度々報道されることから、安全点検に限りはないという認識のもと、安全・安心な学校園生活のため、安全点検表の項目の充実や点検方法のレベルアップなど、校園と協力しながら、できる</p>	教育部長	教育総務課

	<p>る。再度確認することで、未然に事故や怪我を防止することにつながると思うが、今後の点検内容について問う。</p>	<p>限りきめ細かな施設の点検に努めていく。</p>		
	<p>(再問) 専門的な点検がかなり重要となってくるが、職員の目視点検との組み合わせについて、今後の考えを問う。</p>	<p>点検については、目視及び触診で行っているが、特に学校回りにおいてタイル等が貼ってある部分については、打診棒を使用し、実際の音を聞き、異常がないかを確認している。</p> <p>そういったことを組み合わせながら点検を実施していく。</p>	<p>教育部長</p>	<p>教育総務課</p>
<p>鬼頭 明男</p>	<p>保護者から、幼稚園・保育園・認定こども園の入所について、兄弟姉妹で同じ園を望みたいとの声を聞いているが、本市として同一保育園を望む保護者の方の声にどのように応えていくのか問う。</p>	<p>兄弟姉妹で同一園を希望される場合は、入所調整における加点措置に加え、同点の場合には兄弟姉妹の入所を優先させるなど、より入所しやすいように優遇している。</p> <p>兄弟姉妹の同一園入所に対して、できるだけ配慮はしているが、受入れ人数にも限りがあることから、一定のご理解をお願いしたい。</p> <p>なお、兄弟姉妹で同一園を希望される場合は、幼児課へ相談いただければ、必要な情報はお伝えする。</p>	<p>教育部長</p>	<p>幼児課</p>
	<p>(再問) 兄弟姉妹で第一希望がかなった人数は何人となったのか。</p>	<p>641組(1292人)は、同一園に入園していることから、希望がかなっているものと認識している。17組は、上の子が幼稚園等にすでに入園されており、新たに下の子の入園を希望される場合に、上の子を転園させずに下の子を保育所等に入園させたい場合など保護者の希望に沿った状況である。6組については、入園枠に限りがあったため、入園がかなわなかった方々である。</p> <p>入所調整は、優先度を点数化して決定しており、やむなく別々の園に入園決定となった方については、点数が低かったことによるため、ご理解をお願いしたい。</p>	<p>教育部長</p>	<p>幼児課</p>
<p>竹本 直隆</p>	<p>通学歩道の除雪については、3月議会でも質問されていたが、具体的な解決策は見出されていないと思う。除雪されている通学歩道も</p>	<p>除雪対象になっていない通学路の歩道については、PTAや地域のボランティアの方のご協力により、除雪を行っていただいている。</p> <p>教育委員会としては、積雪時における子どもたちの通学の安全確保について、今後も引き続き、地域みなさんにご協力をお願いしたいと考えている。</p>	<p>教育部長</p>	<p>すこやか教育推進課</p>

	<p>あれば積もったまま放置されている通学歩道もあった。保護者や地域ボランティアに頼るだけでなく、明確な通学歩道の除雪計画を新たに作るべきだと思うが、見解を問う。</p>			
北川 陽大	<p>近年、連日猛暑が続く、部活時に熱中症により体調が悪くなる生徒が多くなっている。特に体育館内では外気にさらされることが少ないため、屋外以上に温度が高い中での部活動になりがちである。</p> <p>そこで、各学校の体育館の競技に影響を与えないような位置に大型扇風機を導入するなど、新たな熱中症対策を施す必要性があると考えますが、当局の見解を問う。</p>	<p>体育館における熱中症対策としては、すべての学校において大型扇風機などを設置しており、集会や体育の授業、部活動などにおいて、それぞれの状況に応じた活用をされているところである。</p> <p>この夏の熱中症の発生状況としては、中学校の部活動時に、体調不良を訴え、病院を受診した生徒が数名いたが、翌日には、元気に登校していた。</p> <p>今後も引き続き、学校と連携を取りながら、適切な熱中症対策を進めていく。</p>	教育部長	すこやか教育推進課
	<p>(再問) 配置されている学校とされていない学校があると聞いたが、部活動の顧問の方が配置を認識されているのか。</p>	<p>各校には、最低でも2台の大型扇風機を設置しており、多いところでは学校で購入されたものを含めて、最大で6台設置されている学校もある。</p>	教育部長	すこやか教育推進課